

サマータイムの導入について

1. 内 容

	通 常	サマータイム導入後	
勤務時間 (休憩時間)	8:30～17:15 (12:00～13:00)	原 則	育児、介護等により 遅出勤務を認められた職員
		8:00～16:45 (12:00～13:00)	8:30～17:00 (12:00～12:45)

2. 期 間

7月1日(火)～8月31日(日)

3. 対象所属

原則、本庁・出先機関含むすべての所属

※教育委員会対象外所属

(1) 集客施設等

檀原考古学研究所附属博物館

(2) 学校その他教育、研修機関等

県立学校、高等学校総合寄宿舍、社会教育センター、教育研究所

訓 令 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>サマータイムの導入による勤務時間の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 勤務時間の割振りの変更 平成26年7月1日から同年8月31日の期間において、勤務時間の割振りを行う時間帯を変更するよう規定する。 (本則附則関係)</p> <p>2 休憩時間の短縮 平成26年7月1日から同年8月31日の期間において、8時30分からの勤務を行うものについては休憩時間は45分とする。 (本則附則関係)</p> <p>3 施行期日 平成26年7月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>